

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
CIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和 2 年
小樽市議会

第 2 回 定 例 会 議 案

目 次

議 案 番 号	件 名	ページ
1	令和2年度小樽市一般会計補正予算	1
2	令和2年度小樽市一般会計補正予算	2
3	令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	4
4	小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案	5
5	小樽市税条例の一部を改正する条例案	6
6	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	11
7	小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	12
8	小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	13
9	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	14
10	工事請負契約について	15
11	工事請負契約について	16
12	不動産の取得について	17
13	動産の取得について	18

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,352,063 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 23,517,438	千円 91,600	千円 23,609,038
	2 国庫補助金	13,123,341	91,600	13,214,941
23 諸 収 入		2,425,651	60,000	2,485,651
	4 雑 入	309,060	60,000	369,060
歳 入 合 計		70,200,463	151,600	70,352,063

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		千円 2,672,634	千円 151,600	千円 2,824,234
	1 商 工 費	2,672,634	151,600	2,824,234
歳 出 合 計		70,200,463	151,600	70,352,063

令和 2 年度小樽市一般会計補正予算

令和 2 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 366,652 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,718,715 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 23,609,038	千円 389,583	千円 23,998,621
	1 国庫負担金	10,370,769	25,510	10,396,279
	2 国庫補助金	13,214,941	364,073	13,579,014
18 道支出金		3,535,331	830	3,536,161
	1 道負担金	2,887,998	830	2,888,828
20 寄附金		1,002	19,995	20,997
	1 寄附金	1,002	19,995	20,997
21 繰入金		1,674,813	△ 49,306	1,625,507
	2 基金繰入金	1,610,382	△ 49,306	1,561,076
23 諸収入		2,485,651	5,550	2,491,201
	4 雑入	369,060	5,550	374,610
歳入合計		70,352,063	366,652	70,718,715

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		1,968,528	31,883	2,000,411
	1 総 務 管 理 費	1,660,137	31,883	1,692,020
3 民 生 費		36,589,122	25,130	36,614,252
	1 社 会 福 祉 費	23,474,292	20,151	23,494,443
	2 児 童 福 祉 費	4,997,211	4,979	5,002,190
4 衛 生 費		4,616,077	29,846	4,645,923
	2 保 健 所 費	529,950	29,846	559,796
10 教 育 費		3,110,664	279,793	3,390,457
	1 教 育 総 務 費	111,430	10	111,440
	2 小 学 校 費	1,100,875	171,629	1,272,504
	3 中 学 校 費	892,625	101,984	994,609
	4 学 校 給 食 費	387,686	5,650	393,336
	5 社 会 教 育 費	471,904	520	472,424
歳 出 合 計		70,352,063	366,652	70,718,715

令和 2 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 2 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,100 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,741,797 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,799,985	千円 733	千円 3,800,718
	2 国庫補助金	1,305,357	733	1,306,090
6 繰入金		2,383,803	367	2,384,170
	1 一般会計繰入金	2,383,803	367	2,384,170
歳 入 合 計		14,740,697	1,100	14,741,797

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 289,884	千円 1,100	千円 290,984
	1 総務管理費	151,789	1,100	152,889
歳 出 合 計		14,740,697	1,100	14,741,797

小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和 26 年小樽市条例第 47 号）の規定に基づき市長及び副市長に支払われる令和 2 年 7 月分の給料月額は、同条例附則第 3 項に規定する給料月額から同項に規定する給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、市長及び副市長の令和 2 年 7 月分の給料月額を減額するためであります。

小樽市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市税条例の一部を改正する条例

(小樽市税条例の一部改正)

第 1 条 小樽市税条例（昭和 2 5 年小樽市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第 1 1 条第 1 項第 2 号の表第 1 号において単に「収益事業」という。)」を加え、「第 1 1 条第 1 項第 2 号の表第 1 号イ」を「同表第 1 号イ」に、「第 1 0 項」を「第 1 5 項」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 2 号の表第 1 号オ中「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 2 9 2 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 2 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 1 5 条中「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 2 3 条第 1 項ただし書中「第 3 1 4 条の 2 第 5 項」を「第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改める。

第31条第1項中「(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人にあっては、法第292条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。)」を削り、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「(当該法人が連結法人のうち法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人の場合にあっては、当該法人に係る同条第12号の6の7に規定する連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定の通知を受けたこと)」及び「若しくは連結法人税額」を削り、同条第7項中「又は当該法人との間に同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係がある連結子法人(同条第16号に規定する連結申告法人に限る。)」を削り、「当該事業年度又は当該連結事業年度」を「当該事業年度」に改め、「又は当該連結事業年度分」、「又は個別帰属法人税額」、「又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額」を削り、同条第8項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に改め、同条第11項中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同条第14項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改め、同条第15項中「第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

第34条第2項中「もの」を「者」に改め、同条第3項中「によって」を

「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第34条第4項中「第343条第5項から第8項」を「第343条第6項から第10項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第37条中「法第349条の3の2又は法第349条の3の4から法第349条の5」を「第349条の3の2又は第349条の3の4から第349条の5」に改める。

第51条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第51条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は固定資産課税台帳に登録又は

登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第53条第1項中「第51条の規定によって」を「第51条の規定により、若しくは現所有者が第51条の3の規定により」に、「同項の規定によって」を「同項の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第75条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第75条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第130条第2項中「及び」を「又は」に改める。

附則第3条の2中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則第12条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第13条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第16条の2の10を次のように改める。

(固定資産税及び都市計画税に係る読替規定)

第16条の2の10 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第37条

中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

2 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第130条第2項中「又は第23項」とあるのは、「若しくは第23項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

附則第16条の3中第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第16条の3に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第33条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第36条 第8条の2第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第37条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第

4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第19条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第38条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 小樽市税条例の一部を次のように改正する。

第75条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第16条の2の10第1項中「第61条」を「第63条」に、「第62条」を「第64条」に改め、同条第2項中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第16条の3第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第75条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の

改正規定並びに附則第7条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中第10条第1項第2号、第15条及び第23条第1項ただし書の改正規定、附則第3条の2、第12条第1項及び第13条第3項の改正規定並びに附則に3条を加える改正規定（附則第36条を加える部分を除く。）、第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中第75条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日

(4) 第1条中第9条第3項、第11条及び第31条の改正規定並びに附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の小樽市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第10条第1項、第15条及び第23条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧

法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の小樽市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において単に「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第34条第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第51条の3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第6条 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第16条の2の10第2項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税のひとり親控除を新設するとともに、固定資産税の現所有者の申告の制度化、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の新設等を行うほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 26 年小樽市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 148 号及び第 149 号を次のように改める。

(148) 及び (149) 削除

別表第 150 号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年小樽市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準内閣府令)」に改め、同項中「及びそ
の一部を改正する内閣府令の附則」を削り、「令和元年内閣府令第 8 号」を「令
和 2 年内閣府令第 33 号」に、「及び一部改正内閣府令」を「(一部改正内閣府
令)」に、「基準内閣府令の一部を改正する内閣府令の附則」を「基準内閣府令の
一部改正に係る附則を含む。」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準
内閣府令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和を行うとともに、
所要の改正を行うためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準省令)」に改め、同項中「及びその一部を改正する省令の附則」を削り、「平成 31 年厚生労働省令第 49 号」を「令和 2 年厚生労働省令第 40 号」に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令)に、「基準省令の一部を改正する省令の附則」を「基準省令の一部改正に係る附則を含む。）」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和等を行うとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則第 3 項の見出しを「(適用する基準省令)」に改め、同項中「及びその一部を改正する省令の附則」を削り、「令和元年厚生労働省令第 61 号」を「令和 2 年厚生労働省令第 21 号」に、「及び一部改正省令」を「(一部改正省令」に、「基準省令の一部を改正する省令の附則」を「基準省令の一部改正に係る附則を含む。）」に改め、同項を附則第 2 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童支援員に認定されるために必要となる研修の受講機会を拡充するとともに、所要の改正を行うためであります。

工事請負契約について

潮見台中学校校舎耐震補強工事の請負契約を次のように締結する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 潮見台中学校校舎耐震補強工事
- 2 契 約 金 額 1 億 8 , 8 1 0 万 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
近藤・小杉共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

工事請負契約について

旧緑小学校解体工事の請負契約を次のように締結する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 旧緑小学校解体工事
- 2 契 約 金 額 2 億 1, 8 9 0 万円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
近藤・山吹共同企業体
代表者
近藤工業株式会社

不動産の取得について

次の土地を取得する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 土地の表示 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 1 7 宅地
1, 7 3 0. 4 6 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 1 8 宅地
1, 9 0 0. 2 5 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 1 9 宅地
2, 0 6 3. 1 7 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 2 0 宅地
1, 5 0 0. 4 5 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 2 2 雑種地
1 6 2. 9 0 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 2 3 雑種地
2 5 6. 4 9 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 2 4 雑種地
5 6 8. 2 0 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 4 番 2 5 雑種地
2 3 5. 8 8 平方メートル
- 小樽市最上 2 丁目 6 5 番 1 9 3 宅地

146.51平方メートル

小樽市最上2丁目65番194 宅地

545.05平方メートル

小樽市最上2丁目65番195 宅地

360.91平方メートル

計 9,470.27平方メートル

2 取得価格 3,000万円

3 取得先 東京都中央区晴海1丁目8番8号
ACAクリーンエネルギー株式会社

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車
- 2 取得価格 4, 5 2 1 万円
- 3 取 得 先 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 1 番地
ナラサキ産業株式会社北海道支社

工事請負契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負契約を次のように締結する。

令和 2 年 6 月 9 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事
- 2 契 約 金 額 8 億 8 5 0 万円
- 3 契約の相手方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号
阿部・福島・西條共同企業体
代表者
阿部建設株式会社

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から38年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、核兵器禁止を明文化した条約が制定された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持ち込みを容認する核密約の存在、加えて在日米軍の再編が更に強化される動きがある中で、小樽港や近隣港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用の危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日 提出

小樽市議会議員	高 橋 克 幸
同	佐々木 秩
同	川 畑 正 美
同	濱 本 進

小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
小樽市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年小樽市条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則
に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における政務活動費の特例）

2 第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 2 年度における政務活動費は、
同項本文の規定により算出した額（以下「標準年額」という。）から 1 0 万
円を減じた額（以下「令和 2 年度年額」という。）を当該年度分として交付
する。この場合において、同条第 2 項及び第 5 条第 1 項から第 3 項までの規
定の適用があるときにおける政務活動費の額は、それぞれ、これらの規定に
より算出した額に、令和 2 年度年額を標準年額で除して得た割合を乗じて得
た額（その額に 1 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）とす
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症対策の長期化に伴う市民生活への影響等に鑑み、政務活動費の減額を行うためであります。